

令和8年1月21日
古河市役所

職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、古河市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき公表します。

1 交通違反（公務外）

- ・被処分者 健康推進部 主事 20代
- ・処分内容 減給10分の1（2か月）
- ・処分日 令和8年1月21日
- ・根拠法令 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
- ・処分理由 被処分者は、令和7年7月22日(火)午前4時27分、自家用車で国道（制限速度時速60キロメートル区間）を走行中、時速138キロメートルで走行し、速度超過により交通違反となった。これにより違反点数12点となり、停止期間90日間とする運転免許停止処分を受けた。また、本件交通違反に関し、古河市職員服務規程により義務付けられた事故報告を適切に行わなかった。

2 交通違反（公務外）

- ・被処分者 教育部 会計年度任用職員 50代
- ・処分内容 減給10分の1（1か月）
- ・処分日 令和8年1月21日
- ・根拠法令 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
- ・処分理由 被処分者は、自らの普通自動車運転免許証が失効した令和6年6月2日から仮免許を取得するまでの期間、通勤時に無免許で自家用車を運転するなどした。また、失効に気が付いた後、上司から確認があるまでの間、本件違反に関し、古河市職員服務規程により義務付けられた事故報告を適切に行わなかった。

市長コメント

法令を遵守すべき職員が、これらの交通違反を起こしたことについて、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

改めて、職員に対し、法令順守や服務規律の確保について周知徹底を図り、再発防止に努め、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

問合せ先 古河市役所 総務部 職員課
電話 0280-92-3111（内線 2223・2224）